



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤 井 肇
TEL 03-5769-8200 (代表)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成27年3月27日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、当社は、平成27年4月2日付「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出、特別損失の計上見込みおよび通期業績予想(連結)の修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、課徴金にかかる金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁に提出いたしました。

これを受けて、金融庁長官から課徴金にかかる金融商品取引法第185条の6の規程に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、当社は、金融庁長官より平成27年4月23日付にて、納付すべき課徴金の額1億9,426万円、及び納付期限を平成27年6月24日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は現在、内部管理体制等について重大な不備があると認められ、その改善の必要性が極めて高いとして、特設注意市場銘柄に指定されております。現在、指定解除に向けて内部管理体制等の改善に鋭意取り組んでおります。当社は、上場企業として、今回の事態の重大性について厳粛に受け止め、内部管理体制の強化等を通しての再発防止および信頼回復に努めてまいります。

以 上